

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予取扱規程

平成20年4月1日

広域連合告示第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号）に定めがあるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う条例第17条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の徴収猶予の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の対象となる保険料等)

第2条 徴収猶予の対象となる保険料は、その納期限がその申請の日以後に到来する納付されていないその申請を受けた日の年度に属する保険料のうち、その申請の日以前に納付すべき保険料の年額が確定したものとする。

2 条例第17条第1項各号の規定による同一の申請事由に基づく再度の保険料の徴収猶予は行わないものとする。

(条例第17条第1項第1号の規定による徴収猶予の基準)

第3条 条例第17条第1項第1号の規定による保険料の徴収猶予は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。）の合計額（以下「総所得金額等の合計額」という。）の当該世帯における合算額が1,000万円以下であり、かつ、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたと認められる被保険者又は連帯納付義務者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対して行い、広域連合長が認める当該保険料の全部又は一部を徴収猶予するものとする。

(条例第17条第1項第2号及び第3号の規定による徴収猶予の基準)

第4条 条例第17条第1項第2号及び第3号の規定による保険料の徴収猶予は、当該年度の保険料の賦課期日現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した総所得金額等の合計額の当該世帯における合算額が400万円以下であり、かつ、当該合算額と比較して、その申請のあった日の属する月前6箇月とその申請のあった日の属する月以後6箇月に予定される被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき総

所得金額等の例により算定した額の合計額、並びにその申請のあった日の属する月前6箇月とその申請のあった日の属する月以後6箇月に予定される被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定したその申請事由に起因する国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付及びこれらの年金たる給付に類する障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の金額等の合計額の当該世帯における合算額が10分の3以上に相当する割合で減少することが見込まれる被保険者又は連帯納付義務者に対して行い、広域連合長が認める当該保険料の全部又は一部を徴収猶予するものとする。

（条例第17条第1項第4号の規定による徴収猶予の基準）

第5条 条例第17条第1項第4号の規定による保険料の徴収猶予は、前2条の要件に類する事由に該当すると広域連合長が認める被保険者又は連帯納付義務者に対し、広域連合長が認める当該保険料の全部又は一部を徴収猶予するものとする。

（徴収猶予の取消し）

第6条 保険料の徴収猶予を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたときは、その徴収猶予を取り消すものとする。

2 保険料の徴収猶予を受けた者が、被保険者及びその属する世帯の世帯主の財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予をすることが適当でないと思われれば、その徴収猶予を取り消すものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、保険料の徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。